

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年10月21日第27回中種子町農業委員会総会を、防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代

3. 欠席委員

(公選) 雨田勇

(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(事務局長) みなさん、お疲れ様です。ただいまから、第27回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長) ありがとうございます。本日は、3番雨田委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番上妻委員、11番日高信行委員を指名します。

(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の1頁から3頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数17筆、面積36,663㎡。畑33,759㎡、田2,904㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
- (議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の11番、日高信行委員の説明をお願いします。
- (11番委員)はい、11番日高です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る10月12日午後10時30分より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,109㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,375㎡。大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積4,256㎡。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地27、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地6、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が売買、譲受人が経営開始です。場所につきましては、〇〇〇〇入り口より〇〇〇〇方向へ向かい、〇〇〇〇の〇〇〇〇入り口を通過して約580mほど走りますと右手に地番〇〇〇〇-1の畑がございます。その隣に地番〇〇〇〇-1の畑があります。そこから〇〇〇〇方向へ約275m行きますと右側に農道があります。そこを北へ約80m走った左側に地番〇〇〇〇-1の畑があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程をよろしく願いします。
- (議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。
- (事務局)別にありません。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号、順位1については許可することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1については、許可することに決定します。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に

より、〇〇委員の退席をお願いします。(〇〇委員の退席)

(議長)次に順位2について、担当調査委員の8番、鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番の鮫島です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る10月9日午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,391㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,030㎡。譲渡人、住所鹿児島市〇〇〇〇14番1号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町増田7735番地6、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、県道を〇〇集落から〇〇〇へ向かう途中、〇〇〇〇集落に差し掛かる左手に〇〇〇〇さんの経営する〇〇〇〇があります。そこを約〇〇m進んだ右手の奥にこの2筆の畑があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の8番、鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番の鮫島です。議案第1号順位3について説明をいたします。去る10月9日午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積663㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積619㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,085㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積827㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,028㎡。譲渡人、住所福島県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇152番地の2、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地6、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が売買、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、先ほど順位2で説明した畑に隣接する、県道沿いの畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号、順位2から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転、順位2から順位3については許可することに決定します。(〇〇委員の入室)

(議長)次に、順位4について、担当調査委員の2番、石堂委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番の石堂です。議案第1号順位4について説明をいたします。去る10月11日午前8時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇、地目畑、面積794㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積1,469㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,413㎡。大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,987㎡。大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積5,097㎡。大字野間、字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目畑、面積1,616㎡。大字野間、字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目田、面積2,904㎡。譲渡人、住所中種子町納官〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町納官〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇〇さん。申請理由は譲渡人が贈与、譲受人が父からの受贈です。場所につきましては、〇〇〇から〇〇に通じる町道を進むと、〇〇〇〇の住宅があります。その住宅前の農道を〇へ約300m行ったところに、地番〇〇〇-1の畑があります。さらに約100m進んだ反対側に、地番〇〇〇と地番〇〇〇〇-1の畑があります。地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇-1の畑につきましては、国道を西之表方面へ行く途中に〇〇〇〇〇〇があります。その裏に〇〇〇〇〇-1、そこから約30m進んだ反対側に〇〇〇〇〇〇の畑があります。次に地番〇〇〇〇〇〇の畑ですが、〇〇〇〇〇〇から右に入る農道を約〇〇m進みますと、〇〇〇〇〇〇さんの住宅があります。その手前を〇に曲がり約100m進むと、右側に、この畑がございます。最後に地番〇〇〇〇〇〇の田ですが、〇〇〇〇〇〇から広域農道に下り、〇〇〇〇〇〇方面に進むと〇〇〇〇〇〇〇〇がございます。その左側にある田でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号、順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位4については、許可することに決定します。

(議長)次に、日程第4、議案第2号「非農地証明について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第2号順位1の非農地証明について説明いたします。資料の4頁をお開きください。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番4、台帳地目畑、地積5,911㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番6、台帳地目畑、地積8,538㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番8、台帳地目畑、地積88㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番20、台帳地目畑、地積449㎡。合計14,986㎡。申請人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町田島〇〇〇〇番地21。申請理由につきましては、土地登記簿の地目は畑であるが、平成10年頃から耕地として利用せず、現状が山林となっているので、現地調査の上、証明を願います、とのこと。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の7番、戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。議案第2号、順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般10月11日午前9時30分より、濱脇会長、石堂委員、久保田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇正面を通過し、〇〇〇〇線を走ると石碑があります。その石碑を通過し、約〇〇m行ったところの左側にあります。この農地4筆については、隣接しています。申請人の父より相続により譲渡を受けましたが、すでに荒廃化しており、農地への復元が難しい状況だったとのことでした。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。11番どうぞ。

(11番委員)はい。申請人の父より相続した時点で、荒廃化していたとのことですが、元々は何を作られていたんですか。

(議長)2番どうぞ。

(2番委員)はい。元々は木を植えていたのですが、あの場所は鹿も多くどうにもならない状況だった、とのこと。

(議長)11番どうぞ。

(11番委員)造園業に売買を行う場合は、このような結果になるんじゃないかと思しますので、今後の3条等の移転につきましては、そういったことも十分に考慮した上で許可した方がいいと思います。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)質疑なし。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第2号、順位2の非農地証明について説明いたします。総会資料の5頁をお開きください。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番12、台帳地目畑、地積5,605㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番13、台帳地目畑、地積8,681㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番20、台帳地目畑、地積7,911㎡。合計15,077㎡。申請人、〇〇〇〇さん。住所、中種子町坂井〇〇〇〇番地3。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成10年頃から耕地として利用せず状況が山林となっているので、実地調査の上、証明を願います、とのこと。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(委員)7番、戸田です。議案第2号、順位2の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般10月11日午前9時30分より、濱脇会長、石堂委員、久保田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、先程順位1で説明した場所の道を挟んで反対側です。この農地3筆は、申請人の父より相続で譲渡を受けましたが、すでに荒廃化しており、農地への復元が難しい状況だったとのことでした。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)質疑なし。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明につい

て」の順位1から順位2については、許可することに決定しました。
(議長)次に、日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の6頁をお開きください。承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を説明します。件数1件、筆数2筆、変更面積4,323㎡、契約年数6年、合意による解約でございます。詳細につきましては、資料7頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。11番どうぞ。

(11番委員)はい。この案件は、平成28年8月19日の総会の承認第2号の案件だと思うのですが、何も作らないうちに解約というのは、何かトラブルがあったのですか。

(事務局)説明いたします。日高委員の言った通りの案件でございます。農業公社を通しての転貸の案件だったのですが、貸し手の〇〇〇〇さんと折り合いが付かなかったとのことで、貸し手の方からも了承を得た上での解約です。農業公社には以後このようなことが無いように話しています。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)質疑なし。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第6号、承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の8頁をお開きください。承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。平成28年10月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転3件、筆数55筆、賃借権23件、筆数83筆、計138筆、面積240,006㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の9頁から50頁に添付してあります。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)質疑なし。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成28年第27回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者